

財産承継ニュース

春号
2015
vol.12

●贈与TAX

平成27年度税制改正

「結婚・子育て資金」や「住宅取得等資金」の
贈与に関わる非課税制度について

●相続TAX

養子縁組による相続対策の留意点 (その1)

●相続事例

ひとみ税理士の相続^秘相談手帖〈第12話〉

子供に祝福される再婚のために… (その2)

信託制度の活用

●コラム

保証債務の相続にご注意を!

正しい座り方でストレートネックを防ごう



平成27年度税制改正 「結婚・子育て資金」や「住宅取得等資金」の 贈与に関わる非課税制度について

平成27年度税制改正では、結婚資金や子育て資金を親や祖父母などから一括して贈与を受けた場合1,000万円まで非課税とする特例が創設されました。また、住宅取得等資金贈与の非課税についても、非課税限度額を拡大した上で適用期限が延長されました。今月はこの2つの非課税制度についてご紹介します。

結婚・子育て資金を一括して1,000万円 贈与しても非課税

日本の出生率（合計特殊出生率）は2005年の1.26から、2013年には1.43まで上昇しているものの、他の先進国と比較すると低い水準にあります。そこで、子・孫の結婚・妊娠・出産・子育て等を支援する為に贈与税の非課税措置が創設されました。その概要は一昨年創設された教育資金一括贈与制度と同じように、親や祖父母などが信託銀行などの金融機関に資金管理口座を開設し、その口座に最大1,000万円を入金すると、その口座からの引き出しは結婚・子育て資金としてしか引き出すことができませんが、入金時点で贈与税が非課税とされるというものです。

贈与者の相続開始時点の残額は 相続税の課税対象に

教育資金一括贈与制度では、受贈者が30歳になるまでに贈与者が亡くなった場合でも、その時点の残高は相続税の課税対象となりませんので、相続税対策としての効果があります。しかし、結婚・子育て資金贈与制度は贈与者の死亡時点の残高は相続税の課税対象となりますので、相続税対策としての効果はないこととなります。しかし、受贈者

が一親等の血族以外の者（孫等）の場合でも相続税額の2割加算の対象にはなりません。

結婚・子育て資金の贈与税 非課税制度の概要

(1) 受贈者	20歳以上50歳未満の者
(2) 贈与者	受贈者の直系尊属
(3) 拠出方法	贈与者が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社・信託銀行・銀行・金融商品取引業者等）に信託等をして資金管理契約を締結
(4) 非課税限度額	1,000万円（うち結婚費用は300万円を限度）
(5) 期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの拠出
(6) 申告	金融機関を通じて非課税申告書を提出

結婚・子育て資金の範囲は？

結婚・子育て資金の範囲については、次のようになっています。



- ① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子や孫などの医療費及び保育料のうち一定のもの

もともと扶養義務者相互間においては、生活費や教育費を必要な都度負担しても贈与税は課税されません。この制度を利用すると、一括して贈与してもその時点では課税されないというメリットがあります。

住宅取得等資金贈与の非課税限度額の拡充・延長

契約年	消費税率10%が適用される者		左記以外の者 ^(※1)	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋(一般)	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋(一般)
平成26年(現行)	—	—	1,000万円	500万円
平成27年	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月～28年9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円



(※1) 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者。

(※2) 東日本大震災の被災者に適用される非課税限度額は以下のとおり。

- 平成28年10月～29年9月に契約を行い、かつ消費税率10%が適用される者:良質な住宅用家屋:3,000万円、左記以外の住宅用家屋(一般):2,500万円
 - 上記以外の者:良質な住宅用家屋:1,500万円、左記以外の住宅用家屋(一般):1,000万円
- また、床面積の上限要件(240㎡)は引き続き課さない。

(※3) 平成28年9月以前に「左記以外の者」欄の非課税限度額の適用を受けた者は、再度「消費税率10%が適用される者」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

(出典:国土交通省「平成27年度国土交通省税制改正概要」一部改変)

残額の取り扱いは?

①受贈者が50歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、③信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったときには資金管理契約が終了し、①及び③の場合にはこれらに該当した日に非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残高に贈与税が課されます。②に該当した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税を課されません。この場合は受贈者の相続財産となります。

住宅用家屋に含まれる消費税率が8%の場合には、平成27年分の契約については、「良質な住宅用家屋」は最大1,500万円まで非課税とされ、一般住宅は最大1,000万円まで非課税とされ、契約期間に応じて上の表のように減額されます。

住宅取得等資金贈与の非課税枠拡大と延長

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」措置は、平成26年12月31日までの贈与とされてきました。改正後は住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%の場合には、平成28年10月から平成29年9月までの契約について、「良質な住宅用家屋」の非課税限度額を最大3,000万円に拡充するとともに、契約期間に応じて上の表のように減額されます。一般住宅についても最大2,500万円から契約期間に応じて減額されます。適用期限は平成31年6月30日まで延長されます。

住宅取得等資金贈与の非課税の適用を受ける場合の注意点

住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税の適用を受けるには、原則として資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用家屋を取得し居住の用に供さなければなりません。契約をしてから完成引き渡しまで長期間かかることもあります。資金が必要になるのは、契約時、着工時、中間金支払い時、完成引き渡し決済時などです。資金の贈与を受けるのはこれらの時点のいつでもよいので、契約時期に応じて定められている非課税限度額と完成引き渡し時期とを考慮して契約時期及び贈与を受ける時期を決め、なおかつ完成引き渡し予定時期は余裕をもって決めることが重要です。

なお、この非課税特例は、受贈者の合計所得金額が2,000万円以下に限定されており、取得する住宅用家屋の床面積は240㎡以下でなければなりません。

養子縁組による相続対策の留意点

(その1)

即効性のある相続対策の1つとして養子縁組があります。養子は、具体的な血縁とは無関係に本人の子として扱われ、実子も養子も同じ相続分を有し、かつ、遺留分も認められます。そのため、安易な養子縁組が相続争いの原因となることもあります。そこで、養子縁組による相続対策を行う場合の効果や留意点などについて2回に分けて解説します。

1 相続対策で行われる養子縁組とは

相続対策で行われる養子縁組は、普通養子縁組*で、養子は直系卑属（孫やひ孫）、子の配偶者、兄弟姉妹の子（甥や姪）、又は弟や妹であることが多いと思われます。

未成年の者を養子縁組する場合には、養子の年齢が15歳未満の場合は、法定代理人（通常は実親）の承諾が必要ですが、15歳以上の子は単独で養子になる能力があるとされています。しかし、いずれの場合においても原則として「家庭裁判所」の許可が必要です。

ただし、自分及び配偶者の子や孫を養子縁組する場合には、たとえ未成年であっても裁判所の許可は不要です。そのため、祖父母が15歳以上の未成年の孫と養子縁組を行う場合は、裁判所の許可もいらず法定代理人の承諾も要らないことになります。

※普通養子縁組とは：養子となる者と養親となる者との合意および届出により成立する一般的な養子縁組のことで、養子となっても実の親との親子関係は断絶しない。

【民法上の養子縁組の概要】

養子は、縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得することになり、実の親子と同じ関係が生じます。民法上、養子の数には制限がありませんので、何人でも養子にすることができます。

ただし、尊属（例えば、叔父、叔母）又は年長者を養子とすることは禁止されています。そのため、双子の兄・姉が、弟・妹を養子にすることも可能です。

また、養子縁組を行うと、養子は養親の氏を称することになるため、外孫等を養子にする場合には注意が必要です。しかし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻による氏を名乗ることとされていますので、養子縁組による改姓の必要はありません。



2 養子縁組の手続き

養子縁組届は、各市区町村役場に備え付けられており、誰でも簡単に届出書を作成することができます。養子縁組届出書には、養子になる人、養親になる人、証人（養子縁組の事実を知っている20歳以上の人であれば家族、知人など誰でも可）2名の署名押印等が必要です。この場合に押印する印鑑は認印でも問題ありませんが、養子縁組という

重要事項に使用する印鑑ですので、後日の紛争などの備えとして、できるだけ実印を使用されることをお勧めします。

3 養子縁組による税効果

相続対策や相続税等の計算において、養子縁組は届け出たその日から効力が発生することから、即効性のある対策といえます。養子縁組により得られる効果で主なものは次のとおりです。

(1) 遺産に係る基礎控除額の計算

相続税の総額を計算する場合に課税価格の合計額から控除することができる基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算されるため、養子縁組により法定相続人が増えることで基礎控除額も増加することになります。

(2) 相続税の総額を計算する場合の累進税率の緩和

相続税の総額は、課税遺産総額を法定相続分に従って分けたものとみなした場合における各取得金額に累進税率を適用して計算します。したがって、養子縁組により法定相続人が増えることで、適用される累進税率が低くなる可能性があります。



設例

1. 被相続人 父（平成27年4月死亡）
2. 相続人 母と子1人
3. 相続財産 5億円
4. 遺産分割 法定相続分どおり相続する。
なお、母の固有の財産はないものと仮定する。
5. 養子縁組 子の配偶者を養子縁組した場合の効果の確認

(単位:万円)

	第1次相続 (父の相続)		第2次相続 (母の相続)	合計税額
	母の相続税	子の相続税	子の相続税	
母と子1人	0	7,605	6,930	14,535
母と子2人	0	6,555	4,920	11,475
税効果額	0	▲1,050	▲2,010	▲3,060

父が養子縁組をしていれば、第1次相続において1,050万円、第2次相続では2,010万円、合計で3,060万円もの相続税が軽減されます。

(3) 生命保険金等・退職手当金等の非課税限度額の計算

相続人が受け取った生命保険金等及び退職手当金等については、それぞれ「500万円×法定相続人の数」まで非課税とされています。養子縁組により法定相続人が増えることで非課税限度額も増加することとなります。

ただし、上記(1)～(3)の規定については、法定相続人の数に算入する養子の数には制限が設けられています。

① 被相続人に実子がいる場合	1人まで
② 被相続人に実子がいない場合	2人まで

また、養子の数を法定相続人の数に含めることで相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合、その原因となる養子の数は、上記①又は②の養子の数に含めることはできません。その他の税効果や留意点については次号で解説します。



税理士
東西ひとみ

子供に祝福される再婚のために…(その2) 信託制度の活用

秋に植えたチューリップが赤やピンクにと華やかな姿を競っているのを見て、ひとみはとてもの機嫌です。花の優しさは人を幸せにする力があると考えていた時、2か月前に元気よく礼を言い帰って行った小西さんから「もう一度、ご相談があるのですが、お時間を取っていただけますか?」と力なく電話がかかってきた。ひとみは心配になり、すぐに次のアポイントの日時を決め、話がまとまらなかったことを推測し背筋を正した。

遺留分の生前放棄と言われ悩んでしまった啓子さん

事務所を訪れた小西さんは、いきなり話し始めた。



「前回ひとみ先生に教えてもらった方法を実行するために、まず子供達に自分の死後、啓子さんが生活していくのに十分な財産を取得させること、それ以外の財産は自分の子が相続する旨の遺言書を残すこと、啓子さんはそれ以上の遺留分をあらかじめ放棄することを家庭裁判所に申し立ててもらおうこと等の方法を話しました。子供達はそれなら再婚に反対せず、啓子さんは感じのよい方だから、お父さんのこれからは楽しくなるなら賛成するよと言ってくれました」



「よかったじゃないですか。でも、そのわりには困った様子ですが、どうされたのですか?」



「遺留分の放棄について説明した時、啓子さんの表情が曇って無口になり、私はそれからこの話を啓子さんにすることができなくなったのです。財産目当てで結婚するわけではないといっても、啓子さんに家庭裁判所に行ってまで遺留分を放棄してくれなど、まったく信頼していないのではと気を悪くしたようです。このままでは啓子さんとの結婚はなかなか実現しそうにありません。ひとみ先生、ほかに何かいい方法はありませんか。お願いしますよ」

ひとみは恋は盲目だとちょっと啓子さんが羨ましくなった。



信託制度の活用を検討



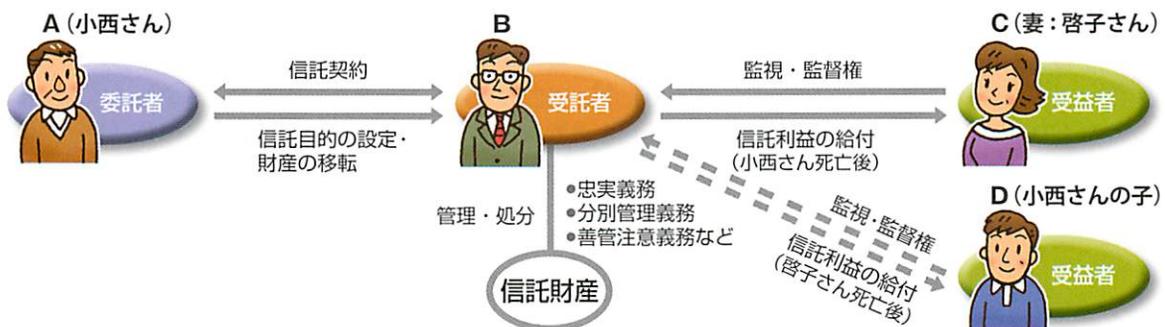
「手続きやその後の管理に手間暇がかかりますが、遺留分の生前放棄以外にも方法がまったくないわけではありません。小西さんに万一のことがあった場合には、妻である啓子さんが本来の相続分に従って遺産の2分の1の財産に対する権利を取得するのですが、啓子さんが死亡された場合には、啓子さんが取得した小西さんの財産を、今度は小西さんのお子様たちに権利が移転するような仕組みを利用する方法があります」

「えっ、そんな方法があるのですか?私の相続だけではなく、私から相続した啓子さんの相続についてまで、あらかじめ決めることができるのですか?」

「『信託』という方法を使うとそれが可能になります。信託法という法律は昔からあるのですが、平成19年に信託法が大幅に改正され、使い勝手がとてもよくなりました。この信託制度を活用し、小西さんが委託者として、啓子さんに相続させたい財産について信託契約を締結し、第三者に財産を委託しておきます。その信託契約では、委託者(財産を預ける人)である小西さんが死亡したときに、啓子さんがその信託財産の受益者(財産からの利益をもらう人)となることを定めておくのです。この信託契約を締結すると、小西さんが死亡された場合には、啓子さんが受益者として、その信託契約を締結した財産から得られる利益を取得することができます。たとえば、小西さんの貸地の地代や貸家の家賃を受け取ることも、自宅を自由に使うこと(使用収益)もできるのです。これにより、啓子さんは、小西さんの財産を相続したのと同じ状態になります」

「その方法なら啓子さんは喜んでくれると思いますが、今度は子供たちが何と言いますか…」

「ここまでの信託契約だと小西さんのお子様は納得できないでしょう。でも、信託法では受益者が死亡するとその信託受益権が消滅しますので、他の者を新たに受益権者として指定しておくことができます。つまり、啓子さんが亡くなられた後は、この受益権は啓子さんの相続人が相続するのではなく、啓子さんが有していた受益権自体は消滅するので、あらかじめ小西さんが生前に次の受益者として指定していた者、たとえば小西さんのお子様たちが受益権を取得すると、生前に小西さんが信託契約において定めておくのです。そうすれば、いったん啓子さんに帰属していた小西さんの財産が、啓子さんの死亡により、再び小西家に戻るようになります」



「なるほど!これなら、妻となる啓子さんも異存はないだろうし、子供たちも納得してくれるはずです!」

「仮にこうした制度を活用するとしても、非常に手続きが複雑ですし、相続税がどうなるのかも確認しておく必要がありますから、ご注意ください。もし、皆様がこの方法を望まれるなら、これらの点は次回詳しくお話ししましょう。まずは、啓子さんとお子様たちにお話をして、方向性を決めてはいかがでしょうか。啓子さんも安心すれば、きっと結婚も前進すると思いますよ」

ひとみから驚くような解決策を教えてもらった小西さんは、今度こそ皆が納得してくれ、幸せな再婚ができるのではと、胸を膨らませて家路についた。

Column ①

保証債務の相続にご注意を！

被相続人の借入金債務は相続人全員が同意したとしても遺産分割協議で分けることができず、民法上原則は、法定相続人が法定相続分に応じて承継することになっています。

また、保証債務は債務者本人が返済できなくなった場合に限り、債務者本人の代わりに保証人が返済義務を負うものです。この返済義務も法定相続することになっていますので、相続においては被相続人自身の債務だけでなく、他人の保証債務にも気をつけなければなりません。

被相続人の金融機関からのきちんとした債務は調べれば分かりますが、保証債務は金融機関に聞いても名寄せされていないので簡単にはわかりません。なお、相続税の申告では返済義務の確定している金額しか債務控除できないので、債務控除できない保証債務については調査しない場合がほとんどです。ですから相続後何年もたってから、相続人がまったく知らなかった保証債務の履行請求を受けることもあり得ます。特に中小企業が借入れをする場合、代表者が会社の借金の保証人になるケースが大半です。保証人である代表者に相続が起こった場合、保証債務は法定相続することになりますから、もし相続後に会社が資金繰り困難に陥れば、後継者以外の相続人にも保証債務の履行が求められることもあり、大問題です。遺産分割をスムーズに行うためにも、相続発生後の会社の借入金の保証人を、会社を承継した後継者に切り替えてもらうよう、金融機関との交渉は早めに進めておきましょう。



Column ②

正しい座り方でストレートネックを防ごう

近年、パソコンの長時間利用等により、ストレートネックが急増しているといわれています。ストレートネックとは、頸椎（首の骨）が真っ直ぐになってしまうことで、人間の頭部を支えるために必要な本来あるべき頸椎のカーブがなくなることです。こうなると首や肩の筋肉に過剰な負荷をかけてしまい、肩こりや頭痛が生じる可能性があります。ストレートネックになる原因の1つは「ねこ背の座り姿勢」にあるといわれていますので、耳と肩のラインが真っ直ぐになる正しい座り方を心がけましょう。

正しい座り姿勢



ねこ背の座り姿勢

